

第2章 特殊な災害復旧事業の取扱い

第1節 一定災

一定災とは河川、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道又は公園が広範囲にわたって被災しその被災の程度が激甚であり、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合において、当該災害を与えた洪水、地すべり、崩壊等を対象として被害後の状況に即応する被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事である。（全額災害費で施行）

1 一定災になりうる条件

- (1) 被害が広範囲にわたっていること。

広範囲とは数量的な定めはないが、河川の規模、背後地の状況等により、それぞれ検討しなければならない。

- (2) 被害状況が激甚であること。

河川の有堤部にあつては、法尻から天端まで、無堤部にあつては河床から地盤高までのすべてが欠壊して、その延長が一定の区間で復旧しようとする区間の8割程度以上あることが必要である。

2 一定災で申請する場合の注意点

- (1) 一定災で申請するか、関連事業等で申請するか、仮に一定災で申請し不採択となった場合は、関連事業等への振り替えが不可能となるので、事前に十分検討しておくこと。
- (2) 完全欠壊区間が8割程度以上あるという資料を用意すること。
- (3) 一定の計画が上下流に支障ない計画であること。下流を別の改良費を入れなければ意味のないような復旧計画は採択とならない。
- (4) 事前打合せが必要となる。

第2節 越水させない原形復旧

越水させない原形復旧ができる場合は、原形復旧の例外的なものである。

河川が堤防を越水し、守るべき背後地の重要施設が甚大な浸水被害を受けているにもかかわらず、河川施設の被害が小さく、災害を受けた施設を原形に復旧するだけでは著しく不適當な場合がある。

この様な場合、「越水させない原形復旧」を適用することにより、当該災害を与えた洪水を対象として、堤防の嵩上げを実施し、再度災害の防止を図ることができる。

1 適用条件

上下流が改修済、または上下流に改修計画がある場合に適用される。

(1) 被災箇所（区間）の条件

下記条件を全て満足するものとする。

- ① 有堤部の箇所
- ② 越水が確認できる箇所
- ③ 重要な施設の浸水被害等の発生箇所

(2) 復旧の条件

- ① 被災箇所の上下流の改修済の高さまでの復旧工事
- ② 被災箇所の上下流に改修計画があり、その計画と整合性のとれる復旧工事

2 申請にあたっての留意点

- (1) 越水の箇所、範囲、越水深など時間が経過すると洪水痕跡が失われるようなものについて、被災後直ちに状況を確認するとともに、痕跡のマーキングや写真撮影を速やかに行う。
- (2) 越水を許容することを前提に設計・施行されている堤防や特殊堤は外形的な被災が必要であり、被災のない場合は対象外となる。

第3節 砂防災害

1 砂防災害で採択出来る要件

- (1) 砂防法第1条に規定する砂防設備（砂防指定地内の既設砂防設備）
- (2) 砂防法第3条の規定によって砂防法が準用される砂防のための施設（砂防指定地の外において、都道府県知事が告示した治水上砂防のために施設された既設の準用砂防設備）

2 砂防指定地内の天然河岸の災害

これは砂防指定地内で市町村が管理する準用河川又は普通河川に限って採択できるものである。

一般河川で砂防指定内のもはすべて河川災害として取り扱うものであるから注意すること。

天然河岸で砂防災害となりうるものは次の二つである。

- (1) 天然河岸の埋没で砂防えん堤等の新設を必要とするもの。
- (2) 天然河岸の著しい欠壊に係るもの。

河川災害及び砂防災害の取扱いは表2・1のとおりである。

表 2・1 河川災害及び砂防災に対する負担法の適用

砂防指定地	現象	天然河岸の埋そくで砂防えん堤等の新設を必要とするもの	天然河岸の埋そくで掘削により復旧するもの	天然の河岸の著しい欠壊に係るもの	天然の河岸の欠壊に係るもの	河川施設の被災	砂防施設の被災
	河川種別						
砂防指定地内の区域	二級河川 一級河川	※4 災関緊急砂防	河川災害	河川災害	河川災害	河川災害	砂防災害
	準用河川 普通河川	※1 砂防法第3条の2による砂防災害	河川災害	※2 砂防法第3条の2による砂防災害	河川災害	河川災害	砂防災害
砂防指定地外の区域	二級河川 一級河川	※4 災関緊急砂防	河川災害	河川災害	河川災害	河川災害	※3 砂防法第3条による砂防災害
	準用河川 普通河川	※4 災関緊急砂防	河川災害	河川災害	河川災害	河川災害	※3 砂防法第3条による砂防災害

- ※1 えん堤（原則として1基）の新設（要綱第15の2・一）
- ※2 一定災又は関連事業（要綱第15の2・二）に限る
- ※3 知事が告示した準用砂防設備
- ※4 災害関連緊急砂防事業（国土交通省 水管理・国土保全局砂防部の所管）

3 既設砂防堰堤に係る河道埋そくの適用事業

既設砂防えん堤に係る河道埋そくの取扱いについては、「災害関連緊急砂防事業」等で対応する「既設砂防えん堤が明らかに被災していない場合で、既設砂防えん堤の計画堆砂区域内に係る埋そく」を除き「災害復旧事業」で対応するものとする。（表2・2）

表2. 2 既設砂防えん堤に係る河道埋そくの適用事業

砂防指定地	河川種別	現象	
		砂防えん堤の埋没、及び計画堆砂区域内の河道埋そくに係るもの (※1)	
		砂防えん堤の被災によるもの、砂防えん堤の全部又は一部が埋没し、被災の確認が困難なもの	砂防えん堤が明らかに被災していないもの
砂防指定地内の区域	二級河川 一級河川	砂防災害	災関緊急砂防
	準用河川 普通河川	砂防災害	災関緊急砂防
砂防指定地外の区域	二級河川 一級河川	砂防災害 (※2)	災関緊急砂防
	準用河川 普通河川	砂防災害 (※2)	災関緊急砂防

注) ※1 計画堆砂区域内外にわたり河道の埋そくが発生した場合は区域内の被害及び区域外の被害を比較し、被害の程度のいずれか大きい区域の災害として取扱う。

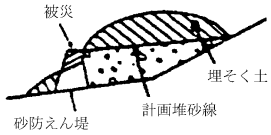
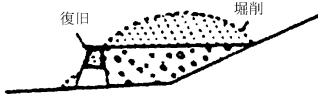

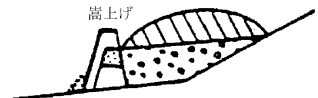





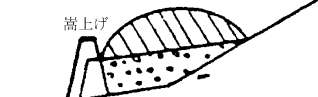
※2 砂防法第三条により知事が告示した準用砂防設備。

3 これより難しい場合は別途協議するものとする。

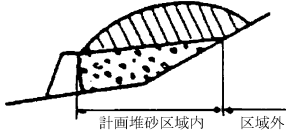
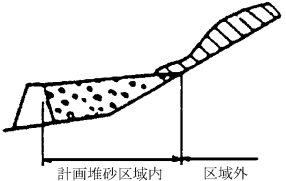
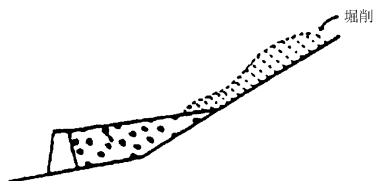
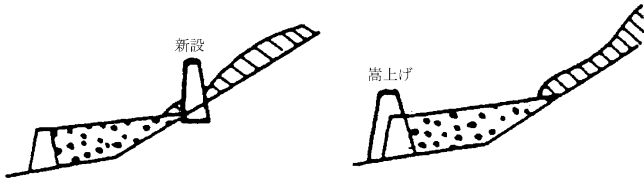
(参 考)

既設砂防えん堤に係る河道埋そくの適用事業例示図

I 砂防えん堤の埋没及び計画堆砂区域内の河道埋そくに係るもの

被災形態	復旧工法・復旧事業
<p>1. 埋そく土による砂防えん堤の被害</p> 	<p>㉑ 砂防えん堤の復旧、埋そく土の掘削</p>  <p>砂防災害復旧事業</p>
	<p>㉒ 砂防えん堤の新設</p>  <p>砂防災害復旧事業</p>
	<p>㉓ 砂防えん堤の嵩上げ</p>  <p>砂防災害復旧事業</p>
<p>2. 埋そく土による砂防えん堤の埋没</p>  <p>㉔ 砂防えん堤の全部又は一部が埋没し被災の確認が困難なもの</p>	<p>㉔ 埋そく土の掘削等</p>  <p>砂防災害復旧事業</p>
	<p>㉕ 砂防えん堤の新設</p>  <p>砂防災害復旧事業</p>
<p>3. 砂防えん堤が明らかに未被災</p> 	<p>㉖ 砂防えん堤の新設</p>  <p>災害関連緊急砂防事業等</p>
	<p>㉗ 砂防えん堤の嵩上</p>  <p>災害関連緊急砂防事業等</p>

II 砂防えん堤の計画堆砂区域内外にわたる河道埋そくに係るもの

被災形態	復旧工法・復旧事業										
<p>4. 計画堆砂区域内の埋そくが主体</p> 	<p>⑥ h 3 - ①と同様の復旧工法・復旧事業 ① 3 - ②と同様の復旧工法・復旧事業</p> <p style="text-align: right;">災害関連緊急砂防事業等</p>										
<p>5. 計画堆砂区域外の埋そくが主体</p> 	<p>① 埋そく土の掘削</p>  <p style="text-align: right;">河川災害復旧事業</p>										
	<p>⑫ 砂防えん堤の新設等</p>  <table border="1" data-bbox="734 1220 1396 1467"> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">砂防 指定地内</td> <td style="text-align: center;">一・二級</td> <td>災害関連緊急砂防事業等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">普通・準用</td> <td>砂防災害復旧事業 (砂防法第3条の2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">砂防 指定地外</td> <td style="text-align: center;">一・二級</td> <td>災害関連緊急砂防事業等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">普通・準用</td> <td>災害関連緊急砂防事業等</td> </tr> </tbody> </table>	砂防 指定地内	一・二級	災害関連緊急砂防事業等	普通・準用	砂防災害復旧事業 (砂防法第3条の2)	砂防 指定地外	一・二級	災害関連緊急砂防事業等	普通・準用	災害関連緊急砂防事業等
砂防 指定地内	一・二級		災害関連緊急砂防事業等								
	普通・準用	砂防災害復旧事業 (砂防法第3条の2)									
砂防 指定地外	一・二級	災害関連緊急砂防事業等									
	普通・準用	災害関連緊急砂防事業等									

(注) 1. 計画堆砂区域内外にわたる埋そくが発生した場合は、区域内外の被害を比較し、その程度の大きい区域の災害として取扱う。